

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	保護費負担金	担当部局庁	社会・援護局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和6年度～	担当課室	保護課	大西証史			
会計区分	一般会計	政策・施策名	VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号) 第75条第1項第1号	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	2,200,633	2,567,603	2,792,408	2,822,391	2,902,544
		補正予算	221,051	125,756	▲22,695		
		繰越し等					
		計	2,421,684	2,693,359	2,769,713	2,822,391	2,902,544
		執行額	2,421,684	2,693,359	2,734,790		
	執行率 (%)	100.0%	100.0%	98.7%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	生活保護費負担金については、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するための費用であり、被保護人員数などについて目標等を設定することは適切でないため、定量的な成果目標を設けることは困難である。		成果実績	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	被保護人員数 <平成25年5月(速報値)> 2,153,816人		活動実績 (当初見込み)	人	1,952,063 (-)	2,067,244 (-)	2,135,743 (-)
単位当たりコスト	最低生活費の例 133,840円/月(基準)	算出根拠	・高齢者(60代)単身世帯(1級地-1) 生活扶助 80,140円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 133,840円				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	保護費負担金	2,822,391	2,902,544	被保護人員数等について直近の保護動向を勘案し必要額を計上			
	計	2,822,391	2,902,544				

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであるため、国民から一定のニーズがあり、国が行うことが適当な事業優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであり、国が行うことが適当な事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	生活保護の基準については、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整するとともに、一般国民の消費動向を踏まえて生活扶助基準の見直しを行ったところである。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	真に支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護法の目的に基づき支出しており、当該費目の使途は妥当である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	生活保護開示人員については、完全失業率と相関関係があり近年は毎年増加しているが、前年度比の保護開始人員の伸び率は鈍化している。こうした状況を受け、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方は維持しつつ、就労による自立の促進、医療扶助の適正化や不正受給対策の強化等、給付の適正化への取組を行っているところである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>○活動実績のとおり、被保護人員数は一貫して増加傾向にあるが、毎年度所要の予算額を確保してきている。</p> <p>○生活保護の基準のあり方については、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえて、年齢・世帯人員・地域差の三要素による影響を調整した。また、平成20年以降の物価下落を勘案して扶助基準の見直しを行った。</p> <p>○生活保護法については、最後のセーフティーネットとして必要な人には確実に保護を実施するという制度の基本的考え方を維持しつつ、制度への信頼の確保、受給者の自立促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うため、改正案を提出するも審議未了により廃案となったところである。については、できるだけ早い機会を捉えて、再提出していく。</p>				
外部有識者の所見					
外部有識者点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	本経費は憲法第25条や生活保護法に基づき、国が困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行うための給付費であり、引き続き必要な予算規模を維持すべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
平成24年度補正予算により、22,695百万円の予算の減額を実施した。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	420	平成23年	379	平成24年	327

※平成24年度実績集計中のため、平成23年度実績を記入。

厚生労働省 2,693,359百万円

【生活保護制度に関する基本的な政策の企画、立案及び推進】

↓

【補助】

A 都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村(895)
2,693,359百万円

(内訳) 上位10者

大阪市	220,599百万円
札幌市	91,472百万円
横浜市	88,894百万円
神戸市	60,234百万円
名古屋市	59,049百万円
京都市	56,616百万円
福岡市	56,133百万円
川崎市	42,390百万円
北九州市	33,204百万円
足立区	33,126百万円

【保護の決定及び実施】

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.大阪市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	被保護者に対する扶助の給付	220,599			
計		220,599	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	被保護者に対する扶助の給付	220,599		
2	札幌市	被保護者に対する扶助の給付	91,472		
3	横浜市	被保護者に対する扶助の給付	88,894		
4	神戸市	被保護者に対する扶助の給付	60,234		
5	名古屋市	被保護者に対する扶助の給付	59,049		
6	京都市	被保護者に対する扶助の給付	56,616		
7	福岡市	被保護者に対する扶助の給付	56,133		
8	川崎市	被保護者に対する扶助の給付	42,390		
9	北九州市	被保護者に対する扶助の給付	33,204		
10	足立区	被保護者に対する扶助の給付	33,126		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					